

## ばく露管理：8時間を超える場合の濃度基準値の適用

### 環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）については、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とする必要があります（2024年4月1日施行）。

技術上の指針での濃度基準値設定物質のばく露管理に係る一労働日の労働時間が8時間を超える場合の濃度基準値の適用について下記に示しました。

#### 一労働日の労働時間が8時間を超える場合の濃度基準値の適用

ばく露濃度の測定時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質にばく露する作業が8時間を超える場合（※）、8時間時間加重平均値は、当該作業のうち、最も濃度が高いと思われる時間を含めた8時間のばく露における濃度の測定により求める。</li> </ul>
ばく露量の管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該8時間時間加重平均値が8時間濃度基準値を下回るのみならず、化学物質にばく露する全ての作業時間におけるばく露量が、8時間濃度基準値で8時間ばく露したばく露量を超えないように管理する等、適切な管理を行う。</li> </ul>
8時間を超える場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>ばく露作業の時間が8時間を超える場合の措置については、化学物質管理専門家等の専門家の意見を踏まえ、必要な管理を実施する。（*）</li> </ul>

※一労働日における化学物質にばく露する作業を行う時間の合計が8時間を超える作業がある場合には、作業時間が8時間を超えないように管理することが原則である。

\*8時間濃度基準値を当該時間用に換算した基準値（8時間濃度基準値×8時間／実作業時間）により、労働者のばく露を管理する方法や、毒性学に基づく代謝メカニズムを用いた数理モデルを用いたばく露管理の方法も提唱されている。

### kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング</li> <li>◇数理モデル（CREATE-SIMPLE等）による推定等</li> </ul>
有害性のリスク低減措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇排・換気装置の検査・改善・設置</li> <li>◇呼吸用保護具のフィットテスト等</li> </ul>
化学物質管理の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援</li> <li>◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援</li> </ul>